

## < 論文 >

# 養護老人ホームのソーシャルワーカーが担っている役割の固有性と課題

～多職種連携での自己決定支援に焦点をあてた  
インタビュー調査から～

横浜国立大学大学院環境情報学府博士課程後期 藤原 ヨシ子

横浜国立大学 安藤 孝敏

A characteristic and problem of the role that the social worker in the nursing home for the aged takes  
- The interview investigation which focused on support for self-determination through inter-professional collaboration -

Yoshiko FUJIWARA

Graduate School of Environment and Information Sciences, Yokohama National University

Takatoshi ANDO

Yokohama National University

## 要旨

養護老人ホームは、老人福祉法に規定された老人福祉施設である。近年、支援ニーズの多様化が存在している中、自立を支援するソーシャルワークの機能強化が示されるとともに、その支援のあり方について「自立を支援し、自己決定を尊重した支援が必要である」とされた。しかし、養護老人ホームのソーシャルワーカーは、具体的にどのような専門的な役割を担うべきなのか示されていない。そこで、利用者の自己決定を尊重するという原理・原則は、保健・医療・福祉分野の他職種の支援の中にも位置付けられているため、養護老人ホームのソーシャルワーカーと保健・医療・福祉分野の他の専門職との多職種連携での自己決定支援の中から、ソーシャルワーカー固有の専門性を考察することとした。

本研究は、半構造化面接によるインタビュー調査を、多職種連携での自己決定支援に焦点をあて継続的比較分析法を用いて質的・帰納的に分析した。

本研究の結果として、養護老人ホームのソーシャルワーカーが多職種で連携して自己決定支援を行う際の役割は、第一に、対象者と社会の関係性について様々な職種や機関等から情報を収集し、収集した情報を総合的に把握すること、第二に、総合的に把握したことについて判断し対象者や関係者と調整すること、第三に、総合的に把握したことについて対象者や関係者の間に介入し変革を促していくことであると結論づけることができた。また、他の専門職と違った専門性を発揮するためには、人が生活するうえで必要な様々な領域の知見を有することが必要であると示唆された。

## Abstract

The nursing home is an institution for the aged as provided in the public aid for the Aged Act. In late years a functional enhancement of the social work to support independence was shown while diversification of the support needs existed, and it was said, "the support that I supported independence, and respected self-determination was necessary" about the way of the support.

However, it is not shown what kind of specialized role the social worker of the nursing home for the aged should take concretely. The principle to respect the self-determination of the client is placed on the specialist of the health, medical care, welfare, and social work. Therefore, this study decided to consider the specialty of the social worker through the self-determination support that other specialists cooperated with a social worker of the nursing home for the aged

This study focuses on self-determination support by the many types of job cooperation in the interview investigation by the semi-structured interview; qualitative using a continuous comparison analysis; analyzed it inductively.

The roles of social workers in providing support for self-determination, and in collaborating with various professionals at nursing homes for the aged were as follows. (1) Collecting information from various professionals and institutions about relationships between target people and society, and comprehensively examining the information. (2) Coordinating with the target persons and related institutions on the basis of the examination in the first role. (3) Intervening among the target person and people concerned, and promoting a change in the first role. In addition, it is suggested that social workers develop knowledge in different fields of life in order to distinguish their specialty from other professionals.

## 1. 研究背景

### 1) 養護老人ホームの高齢者の状態像

養護老人ホームは、1963（昭和38）年の老人福祉法の制定により特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム

とともに規定された老人福祉施設である。老人福祉法第11条第1項第1号では、養護老人ホームの入所要件を、「六十五歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅に

において養護を受けることが困難なもの」とし、第 20 条の 4 でその目的を、「第 11 条第 1 項第 1 号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うこと」としている。入所要件を鑑みると、特別養護老人ホームの入所要件が「六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの」とされていることに対し、養護老人ホームの入所対象者は身体的にも精神的にも自立していると捉えられる面がある。しかし、2014（平成 26）年 3 月に一般社団法人日本総合研究所により出された『養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後のあり方も含めた社会福祉法人の新たな役割に関する調査研究事業報告書』によると、「現在の養護老人ホームでは、入所者の高齢化に伴い、介護が必要な高齢者、認知症高齢者が増加している。また、養護老人ホームの入所者は、高齢になったため障害者入所施設や救護施設等からの退所者（措置替え含む）、医療機関からの退院者（精神障害者を含む）も少なくなく、DV や虐待被害を受けた高齢者、ホームレスや触法高齢者、住宅立ち退き等で在宅生活が困難になった高齢者も受け入れている。」とされ、その具体的な状況として、2013（平成 25）年 9 月に全国社会福祉法人経営者協議会が『社会的に困窮・孤立する高齢者を支援するための老人福祉施設等の役割・あり方に関する調査研究事業報告 養護老人ホームの現状と今後のあり方』の中で、精神障害者保健福祉手帳取得者については、「7 割の施設において精神障害者福祉手帳取得者が入所していた。精神障害者福祉手帳取得者が 10% 以上いる施設は約 16%であった。」と述べられている。要介護状態の高齢者については、「入所者に占める要介護度認定者の割合をみると、要介護 1 又は 2 の入所者が 20% 以上の施設が約 2/3 を占めた。要介護 3 以上の入所者が 20% 以上の施設も約 1/4 であった。」と述べられている。また、要介護状態の高齢者の中でも認知症の高齢者については、認知症高齢者の「日常生活自立度がⅢ以上の入所者が 10% 以上の施設は約 6 割であった。」としており、入所要件のみでは測ることのできない支援ニーズの多様化が存在している。

2012（平成 24）年 3 月に公益社団法人 全国老人福祉施設協議会が出した『養護老人ホームにおける生活

支援（見守り支援）に関する調査研究事業報告書』によると、「養護老人ホームの入所者の特性として、まず、障害者手帳等の所持者が多いことを挙げたうえで、身体障害者手帳所持者は約 18%、精神障害者保健福祉手帳は約 4%、療育手帳も約 4% であったと具体的な数値を示し、一般的な高齢者では、身体障害者手帳で 65 歳から 69 歳が 6% 程度、70 歳以上で 10% 程度と報告されている（厚生労働省『身体障害児・者実態調査』など）ことと比較し、養護老人ホームの入所者の障害者手帳等の所持者の比率が高い」ことを示している。さらに、「疾病としては、循環器系疾患、認知症、骨関節疾患を有する者が多い。これらはいずれも日常的な医学的管理や悪化の防止のための対応が一定程度必要な疾患であり、自己管理も含め、生活上の注意を要するケースが多いことを示している。」とし、続けて、「生活のうえでの特徴をみると、日常的になんらかの生活支援の必要な者が約 7 割、危険回避としての見守りが必要な者が 5 割以上となっており、行動に関してこだわり・パニックや不安・話がまとまらない・気分（憂鬱・閉じこもり・猜疑など）を示す者がそれぞれ 2 割前後ある。これらから、養護老人ホームの入所者は、コミュニケーションを図りながら助言を行うことや、見守りによる危険防止を行う必要がある者が多いことが示されるといえよう」としている。しかしながら、「直接的・身体的な介護よりも、見守りや危険回避の支援を必要としている者が多いこと、とりわけ行動面や心理面、生活習慣に課題のある利用者が多く、コミュニケーションに工夫の必要な者が多いことと同時に、慢性疾患を抱える者が多く、健康管理（自己管理の支援）も重要となることが示唆されている。」としている。

## 2) 養護老人ホームに求められているソーシャルワーク機能の強化

養護老人ホームにおいてのこうした状況は、以前から課題として指摘され、2004（平成 16）年 10 月に出された『養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像研究会報告書』のなかではそうした状況を鑑み、新たな養護老人ホームの在り方を提示したうえで、特にその一つである外部介護サービス利用型措置施設が強化すべき機能として自立を支援するためのソーシャルワーク機能の強化を挙げた。このソーシャルワークについて、鳥羽（2008）は、2004（平成 16）年 8 月に東京都福祉保健局から出された『養護老人ホームのあり方

について(提言)』でも、養護老人ホーム入所のあり方のなかで、「心身の状況や生活環境の的確なアセスメントに基づき、サービス調整、相談といったソーシャルワークを実践していく必要がある。」とされているとし、その上で、その支援のあり方について「自立を支援し、自己決定を尊重した支援が必要である」として示し、これまで重点を置いてこなかったソーシャルワークの実践について言及している。

### 3) 養護老人ホームのソーシャルワーカーに求められている役割

ソーシャルワークにおいてクライアント(相談者、対象者)の自己決定を促して尊重するという原則は、その矛盾について論議されながらも、ソーシャルワークの中心的原理とされ、社会福祉領域において相談援助を専門とするソーシャルワーカーは、様々な社会的機関において保健・医療・福祉分野の多職種による専門職連携の中の一職種としてソーシャルワークという方法を用いて支援を行っている。ソーシャルワーカーには本来、社会福祉の推進と利用者の自己決定を尊重する専門職であることが求められているが、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供を考えたとき、クライアントを取り巻く方たちも含めた多職種と良い連携が図れることと、ひとりひとりの思いを尊重した自己決定支援を行うことができることが課題とされている。

養護老人ホームにおいては、2005(平成17)年の介護保険法改正とそれに伴う老人福祉法の見直しにより、自立の為の援助や、介護保険サービスの利用等に際してソーシャルワーク機能が強化されることとなり、それまでの生活指導員が生活相談員と名称を変更し、ソーシャルワーカーとして配置されソーシャルワーク実践を行っている。2004(平成16)年に東京都福祉局から出された『養護老人ホーム入所待機者及び入所者に関する調査報告書』のなかで、養護老人ホームの入所者について、「心身機能、生活機能の低下」や「身体、精神、知的障害」、「痴呆、要介護状態」とともに「頑固・自己中心的・協調性欠如」、「他者とのトラブル・問題行動」といった状態像及び性格傾向があるとしており、養護老人ホームでソーシャルワーク実践を行う中での自己決定を促して尊重する支援についての難しさを窺わせている。

養護老人ホームでのソーシャルワーク機能の強化がなされた一方で、これまで述べてきた施設の現況に

ついで報告書や鳥羽(2008)、清水(1998、2000、2010)のような歴史的変遷と社会的意義・今日的課題について言及した論文はあるものの、中野・西村(2014)が「養護老人ホームに限定した生活相談員の役割、相談・支援を分析する研究の着手が遅れている」と指摘するように、養護老人ホームのソーシャルワークについての実証的研究は行われていない。

そのため、本研究では、自己決定を促して尊重する支援とは具体的にどのようなことであるのか、さらに、養護老人ホームのソーシャルワーカーは看護職や介護職、介護支援専門員、栄養士、医師、他機関のソーシャルワーカー等の多職種と連携して自己決定を行う際にはどのような役割を担うのかについて実証的な考察をすることによって、養護老人ホームでのソーシャルワーク実践を具体化することを研究目的とした。

## 2. 研究方法

### 1) 調査対象

データ収集にあたっては、A県内の養護老人ホームの生活相談員の中から、養護老人ホームでの生活相談員経験があり、生活相談員である自分自身をソーシャルワーカーだと意識し調査の内容を理解した上で調査に協力できるという条件を満たす者を対象とした。日本では、国家資格である社会福祉士及び精神保健福祉士がソーシャルワーカーとして位置づけられ、高齢者福祉施設においては、生活相談員(特別養護老人ホームにおいては、平成11年3月31日厚生省令第46号「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」第12条第1項第3号、養護老人ホームにおいては、昭和41年7月1日厚生省令第19号養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」第12条第1項第3号等、施設種別ごとに定められている)がソーシャルワーカーと位置づけられており、本研究においては、資格の有無や職名にとらわれずソーシャルワーカーの役割について明らかにしたいため、自分自身をソーシャルワーカーだと意識し、クライアントやその家族等への相談援助支援を行っている者とした。また、2005(平成17)年の介護保険法改正とそれに伴う老人福祉法の見直しにより、自立の為の援助や、介護保険サービスの利用等に際してソーシャルワーク機能が強化されることとなって以後の、生活相談員の状況を明らかにしたことから、2006(平成18)年以降に生活相談員の職に就いた10年以下の経験年数の生活相談員が適任である



と考えられた。

具体的には、A 県内の政令市を除く5つの圏域の養護老人ホームへ協力依頼を行ったが、A 県の政令市を除く養護老人ホームの数は9施設と施設数が少ないため、2006（平成18）年以前に生活相談員の経験があり養護老人ホーム以外の施設での経験を経て再度養護老人ホームの生活相談員となったものも対象とすることとした。特別養護老人ホームの生活相談員に対する調査（藤原・新保、2015）を行った際、A 県には、政令市が複数あり、入所申込みの方法について独自の方法を採用している政令市があったことから、ソーシャルワーカーが行う業務に差異がないように政令市は調査対象から除いたため、今回の養護老人ホームの調査においては、特別養護老人ホームでの調査（藤原・新保、2015）との比較をすることも鑑み、政令市を除くという同様の条件で抽出し協力依頼を行った。

## 2) 倫理的配慮

調査対象者には、文書及び口頭にて、調査の目的、面接調査の期間、方法、記録（録音）、分析方法と手順、結果の使用目的と使用目的、論文について研究対象者および対象者の所属長へ説明を行い、了承を得た上で、研究に対する協力についての同意書を得、インタビューを実施した。

インタビューデータについては、文字データ化したものについて、調査対象者に、その内容を確認していただいた上で、質的分析の対象として活用した。また、データの分析にあたっては、調査対象者の所属する施設の援助者・被援助者の個人情報の保護に十分に留意し、個人名、団体名をすべてA・Bなどの記号で表記し、また、年齢、居住地区など対象者を特定できる危険がある場合は、その属性を削除した。さらに、分析をより適切に行うため、分析協力者等に対するデータの一部開示については個人が特定されないよう守秘義務について履行した。

## 3) データ収集と分析

本研究は、多職種で連携した高齢者の自己決定支援についての探索的研究であるので、まず、多職種の範囲を調査対象者が連携して仕事をする必要のある養護老人ホーム内及び養護老人ホーム外の専門職、具体的には、他のソーシャルワーカーや医師、看護師、介護職、介護支援専門員、栄養士、事務職員等とした

うえで、調査対象者がそれらの多職種と連携しておこなった自己決定支援と捉えている内容について、幅広く、かつ、比較的自由に語ってもらえる状況を確保するために、インタビューは半構造化面接で実施することとした。また、筆者の主たる関心は、ソーシャルワーカーが多職種と連携して高齢者の自己決定支援をどのように具体的に行っているのかという点にあるため、研究方法として、質的研究を用いて探索的に進めることが有効であると考えられた。このため、本研究では少数事例に対する質的研究を行い、その範囲内における当該分野におけるソーシャルワーカーが多職種と連携して行う高齢者の自己決定支援の特徴を明らかにすることを目標と定めた。

データの分析方法としては、継続的比較分析法を採用し質的・帰納的に分析した。この分析方法は、探索的研究をインタビュー調査に基づく質的研究において有効な方法である。具体的には、1件目のインタビューを実施した後で、その結果を分析し、分析した結果に基づいて2件目のインタビューを実施するというように、インタビューと分析を順次繰り返すことによって、質的分析における探索的研究をより効果的に行うことを目指すという分析方法である。

本研究は、探索的研究であり、一事例に対する分析をより深く行うことを可能とするため、インタビュー対象は5人に絞って実施することとし、この分野の多職種での自己決定支援に取り組んだ経験を有しているソーシャルワーカーに、その経験について語っていただき、そのインタビュー結果を質的に分析するという方法で研究を進めることとした。インタビューにあたっては、①利用者や利用者を取り巻く方たちとの関わりの中で大切にしていること、②多職種・多機関との関わりの中で注意していることやご自身の役割について、③ソーシャルワークを行う上で「自己決定支援」についての考え方や、これまでの支援の中で「自己決定」支援を強く意識した場面についての3項目を質問項目の柱とした。

具体的な分析方法については、一つのインタビュー結果の分析をある程度終えた段階で、その分析結果を受けて、次のインタビューを行うという方針で進めることとした。なお、継続的比較分析法の特質との関連で、インタビュー間の日程に余裕を持たせ、その間にデータの分析を実施し、次のインタビューで重点的に質問する内容を探索的に準備しながら調査研究を進めた。

表1 インタビュー対象者の特徴

No	性別	年齢	生活相談員としての経験年数	生活相談員以外の業務経験	資格	インタビュー時間(分) *開始前説明等除く
1	男性	20代	1	介護職員	社会福祉士	88
2	女性	30代	6	介護職員	社会福祉士	103
3	男性	20代	2	介護職員	社会福祉主事任用資格	125
4	男性	30代	7	介護職員	社会福祉士	116
5	男性	30代	8	介護職員	社会福祉士	81

表1はインタビュー対象者の特徴をまとめたものである。表内にある資格名称の社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法に定められた国家資格である一方、社会福祉主事任用資格は国家資格ではないが、どちらも養護老人ホームの生活相談員の職に就くことができることとなっている。

#### 4) 分析手順

データ分析に際しては、「養護老人ホームのソーシャルワーカーは、多職種で連携して高齢者の自己決定支援を行う際どのような役割を担っているのか」、あるいは、「養護老人ホームのソーシャルワーカーは、多職種で連携して高齢者の自己決定支援を行う際どのようなことに価値をおいて支援をしているのか」という観点から逸れないように研究目的に照らして、テキストを読み込み、逐語記録から、重要と思われる箇所を抜き出し、それをラベルとして生成し、このラベルを分析の際には「コード1」として扱った。次に、導き出した「コード1」を並び替えながら、内容的に近いと思われる「コード1」を集め、そのグループの全体を説明し得る「コード2」を生成し、同様の作業を継続して、より上位のコードである「コード3」「コード4」・・・を生成した。以上の作業を行うことにより、上位のコードになるにしたがい、複数の下位のコードをまとめて説明できるコードとなる。また、生成されたコードのうち、研究を進める中で、そのコードを定義した方が良いと考えられたものについては「概念」として扱い、その言葉の意味を定義し、その定義を活用して分析結果を記述するという方法を採用した。定義することによって「概念」として扱うか、定義をせず「コード」のままにしておくかについては、分析結果の記述を進める段階で判断していった。

分析の結果は、多職種で連携しての高齢者の自己決定支援について、ソーシャルワーカーである生活相談

員はどのように考え、どのような工夫を行い、どのように実現することを試みているのか等について、特に注意（注目）するように心がけた。これらの作業を通じて、データの文脈とコード、コードとコード、コードと概念、概念同士を相互に比較したり、文章セグメント同士の関係性を比較したりしながら、分析作業及び分析結果を記述する作業を行った。分析結果については、可能な限り、1枚の図の形で表現するようにした上で、コード作成と図式化の際には、平易な言葉を用いることを心がけた。

### 3. 分析結果

今回の分析では、生成したコードを概念とはせずコードのままとした。このことは、5人のソーシャルワーカーへの調査の逐語録に基づく質的研究であるため、対象となったソーシャルワーカーが養護老人ホームで行っている多職種連携による対象者の自己決定支援での役割については提示することができているが、より普遍的役割については提示することができていないためである。

今回の分析結果では、多職種連携による高齢者の自己決定支援で担うソーシャルワーカーの役割として“主に対象者と社会の関係性について、様々な職種や機関からの情報を収集し総合的に把握する”、そして、“総合的に把握したことについて対象者や関係者と調整する”、“総合的に把握したことについて対象者や関係者の間に介入していく”、という、3つのコードを生成した。この生成された3つのコードの内容について、1) のコードの説明で、それぞれのコードとそれらを簡潔にしたストーリーラインを述べ、2) 全体のストーリーラインでそれぞれのコードを用いたストーリーラインを述べ、その構成図(図1)を示す。なお、1) コードの説明の中では、最上位のコードを【】、その下位のコードを<<、

さらに下位のコードを<>の三種類の括弧を使って説明し、エピソードとして逐語録からそのまま抜粋したものをフォントサイズ8の斜体で表記する。

## 1) コードの説明

### i) 【対象者と社会の関係性について、様々な職種や機関からの情報を収集し総合的に把握する】

ソーシャルワーカーが多職種で連携して高齢者の自己決定支援を行う際には、<必要な情報を得られる職種・機関を慎重に探る>、<収集した情報の関係性を熟考する>、<情報の関係性の背景を考える>という、対象者と社会の関係性について、様々な職種や機関からの情報を収集すること、収集した情報を総合的に把握することを同時に行っていたため、それらを最も下位のコードとして抽出したうえで、<対象者と社会の関係性について、様々な職種や機関からの情報を収集する>ことと、<対象者と社会の関係性について、様々な職種や機関から収集した情報を総合的に把握する>をその上位のコードと位置付け、最上位のコードとして、【主に対象者と社会の関係性について、様々な職種や機関からの情報を収集し総合的に把握する】を抽出した

養護老人ホームに入所している対象者は、高齢になったことによる障害者入所施設や救護施設等からの退所者、精神障害者を含む医療機関からの退院者も少なくなく、DV や虐待被害を受けた高齢者、ホームレスや触法高齢者、住宅立ち退き等で在宅生活が困難になった高齢者もおり、養護老人ホーム入所に至るまでの過程における情報が専門職種による専門的で詳細な情報であることもあれば、対象者の基本情報さえも把握できない場合もある。また、対象者のこれまで生きてきた中で感情や現在の思いについてはほとんど入所前に収集できる情報ではない。養護老人ホームという集団生活の場の中で、「心身機能、生活機能の低下」や「身体、精神、知的障害」、「認知症、要介護状態」とともに「頑固・自己中心的・協調性欠如」、「他者とのトラブル・問題行動」といった状態像及び性格傾向がある対象者について、様々な職種や機関から対象者と社会との関係性を把握し、向き合うことでこれまでと現在を把握し、今後の支援につなげていく必要がある。入所に至る背景が様々であるため生活相談員が収集し総合的に把握する情報は、本来ソーシャルワーカーが専門としない医療や介護、栄養、時には司法領域等多岐にわたり、情報の何が課題で、必要なことは

何なのかということについて様々な知識が必要とされ、さらに、それらを総合的に捉えたうえで判断する力が必要であった。この総合的に捉えた上で判断する力なくしては、多職種と連携して援をすることは非常に難しく、ソーシャルワーカーとしての役割を果たす核となる力となっていた。

### ii) 【総合的に把握したことについて判断し対象者や関係者と調整する】

ソーシャルワーカーが多職種で連携して高齢者の自己決定支援を行う際には、ソーシャルワーカーは様々な職種や機関から対象者と社会との関係性を把握した後、どのような支援の方向性を採るべきかを判断し、判断に基づいて必要だと考えられることを対象者やその関係者、多職種や他機関と調整をすることをしていたため、最上位のコードを【総合的に把握したことについて判断し対象者や関係者と調整する】とした。

ソーシャルワーカーが必要な情報を収集し、判断しながら、<総合的に把握した内容の整理をする>、<現在の課題に対する把握した内容の優先度を図る>、<現在の課題に対して対象者にとって必要な調整内容を見出す>、<専門職が調整すべき内容かを見極める>ということを行っていたためそれらを最も下位のコードとしさらに<総合的に把握したことについて判断する>、<総合的に把握し判断したことについて調整をする>という上位のコードを導き出し、最上位のコードである【総合的に把握したことについて判断し対象者や関係者と調整する】を抽出した。

ソーシャルワーカーが対象者やその関係者、多職種や他機関と社会との関係性について“総合的に把握したことについて判断し対象者や関係者と調整する”ことで、対象者と社会との関係性をつなぐことである。養護老人ホームの対象者は、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難であったという背景がある上、障害者手帳等の所持者が多く、行動面や心理面、生活習慣に課題があり関係者や様々な機関・職種と良好な関係を保ちながら利用できる制度等を適切に活用することができずに入所に至っている高齢者が多いため、これまでの関係者や、多職種・他機関と対象者との関係性を把握し、養護老人ホームでの生活やその後の生活にとって必要な課題を、本来あるべきだと思われる状態や今後の状態について見出し、多職種と共有し、対象者と関係者、多職種、



他機関と調整をする役割を果たしていた。

iii) 【総合的に把握したことについて対象者や関係者の間に介入し変革を促していく】

ソーシャルワーカーが多職種で連携して高齢者の自己決定支援を行う際には、対象者と社会との関係性について総合的に把握したことについて調整をするだけでなく、対象者や関係者の間に意図的に介入し、課題を提起することや、解決することをしてきたため、最上位のコードを【総合的に把握したことについて対象者や関係者の間に介入し変革を促していく】とした。ソーシャルワーカーは、必要な情報を収集し、判断し対象者と社会をつなぐ調整をするが一方で、＜調整と介入どちらの役割を果たすべきか考える＞、＜介入すべき課題を明らかにする＞、＜意識して介入する時を図る＞、＜介入すべき機会を見逃さない＞、＜対象者や周囲への影響を考える＞、＜介入した後のことを考えておく＞、＜対象者の行動や考え方について何度も話し合う＞、＜今後の生活の仕方について理解を促す＞ということを行っていたためそれらを最も下位のコードとし、さらに「調整内容と介入すべき課題の見極めをつける」、＜介入する時期・機会を熟慮する＞、＜介入することのリスクを見通し心得る＞、＜介入することで行動や意識の変化を促す＞という上位のコードを導き出し、最上位のコードである【総合的に把握したことについて対象者や関係者の間に介入し変革を促していく】を抽出した。

ソーシャルワーカーが収集・把握し総合的に判断した課題から、関係者や多職種、他機関と調整するだけでなく、対象者や対象者とその関係者の中に意図的に介入することで対象者の社会性をあるべき方向に向けていくことである。養護老人ホームの対象者は、入所に至るまで社会との接点が希薄であった背景から個人特有の価値観を持っていることがある。他者との共同生活の中で、これまでの生活歴を背景とした特有の価値観に基づく言動により他者とのトラブルにつながることや、多職種、他機関とのつながりがないなどで制度等を活用することができていないなどの課題があることがある。これらの課題に対して、法に位置付けられた施設での共同生活を送る上で必要な情報や課題について把握し、解決または軽減できる支援について考え多職種とともに社会との接点を作っていくことや、違う考え方や生活の仕方ができるように直接介入し、課題に気づいてもらうことや対象者自身が課題について向き合うこと、解決する方策や行動を考えること、

今後の生活の仕方や考え方を変えていくことを促していくという役割を果たしていた。

これは、これまで長年培ってきた生活の仕方や考え方を変えていくことを促されること、時には直接的に提示されることは高齢者にとって気持ちの良いものではないがために、ソーシャルワーカーと対立関係になることがあり、最もソーシャルワーカーを悩ませている役割であった。対象者は、自身が示す意思やニーズの内容を思うとおりにソーシャルワーカーや多職種が調整し、思うとおりの結果が得られた場合は、感謝の念や信頼の念を抱く。しかし、示した意思やニーズについてソーシャルワーカーの介入によって反対される場合や否定される場合、制限される場合は感情的になり、ソーシャルワーカーは、どのように向き合うべきか、理解を得るべきかに最も悩まされていた。それでも社会生活を送るうえで周囲の状況を考慮しながら意思やニーズを主張できる対象者である場合は、まだ介入の意図について理解を得、ソーシャルワーカーとの関係を改善していくことはできる。しかし、様々な生活歴を持った対象者等、意思やニーズを表明することはできたととしても、その意思やニーズが必ずしも適切とは思えない場合や、病気や障害、生活歴等から培ってきた思考の傾向により他者の生活を脅かすと思われる意志やニーズであることの理解を得ることが難しい対象者であった場合、介入によってもたらされる制限等について場合によってはソーシャルワーカーの介入を受入れない等ソーシャルワーカーとの関係性に摩擦が生じ、関係の改善に時間を要す場合がある。

これについては、以下のDソーシャルワーカーの語りがそのことをよく物語っている。

「裏の勝手口から出てしまつてとか、結局そういうルールを冒してまで通そうとする方もいるんですね。後はお酒もそうですね、アルコール依存症で入所して来たんだけど、やっぱりお酒飲みたいっていう。結構そう言ったのも含めてどうしても施設の共同生活をやっていく以上そう言ったのって守れなくちゃ、やりたい欲求に関して、ちょっと叶えられないんだけど、そう言ったところで相談員とぶつかってしまうっていう。」

また、ソーシャルワーカーとして、対象者自身の意思やニーズが明確に示されているにもかかわらず、その意志やニーズを叶えるためではなく抑えるため、制限する

ために介入することは、自己決定の支援ができていないのではないかというソーシャルワーカー自身の大きな悩みになっていた。

これについては、以下の B ソーシャルワーカーの語りがそのことをよく物語っている。

「ソーシャルワーカーとして正しいのかどうか、福祉の観点から正しいのかどうか非常に疑問なのですが、私は、ある程度理解できる方は、まず約束を守るとか、共同生活の中で必要なことはやらねばならないという風に思っていたとか。または、外に出て社会に出た時に余りに他のところで、迷惑がかかるという場合は、その方の権利が狭められてしまうとしてもその方の自己決定を尊重したらもしかしたら違う回答になるかもしれないという時でも、まず約束だったりある程度の決まりがあるよねっていうことは理解をしていただきたい。そこで、疑問になるのが、例えば、認知症の症状が出てきてしまっていると、外に出るといرونなところに行って迷って、地域の方に帰るのを手伝ってもらっている、どっかで事故を起こしているっていう方が、私はどこどこへ行きたいのよって言って、確かに行ってどうにか帰って来られる時にどこまで、いや、できてんだからいいわよねっていう風に言うのか。例え高齢者であろうが認知症の方であろうが社会の中でやはりその人の個人の自由だということで認められる場面ばかりじゃないんじゃないかという気がするので、どうしても行動を制限してしまったり、することに関しては自己決定の支援をできていないんじゃないかと思う時はあります。」

そのような場合、ソーシャルワーカーは、多職種や他機関の力を借り対象者の理解を得ることや、関係改善に努め、対象者の意思やニーズになるべく近い実現内容を検討し提示することに努めていた。

これについては、以下の D ソーシャルワーカーの語りがそのことをよく物語っている。

「糖尿病の人が、どうしてもお菓子が買いたい。ただ、先生からそこまで制限されてるわけじゃないけれど大量に買ったりとか。先生からの指導もあるのでという形で、相談員や介護職とすごくやり取りがあった。「考えないでいいんだ」という方もいらっしやるので、「いや、でもね」って形で、同じことをちょっと説明したりとか、表現の仕方を変えたりとか、「じゃあ、これを食べたなら、じゃあ、どうなるか」とか。あちらが折れるまで何度もやり取りをします。衝突も起こります。すごく繰り返してしまうような方は、何度も何度もやるの

で、何度も何度もやり取りをする。塩分のないようなものを栄養士とも話をして選んでもらって間に入って理解、納得してもらおうようにやっていますね。

## 2) 全体のストーリーライン

図1は、コードとコードの関係を示したものであるが、図1を用いて全体のストーリーラインを説明する。

養護老人ホームのソーシャルワーカーは、対象者の自己決定を支援していく際、対象者やその関係者に介入することになる。その介入の方法は、対象者に対して直接的なものと同接的なものがあるが、間接的なものとして、まず今後の養護老人ホームでの支援につなげていくために、対象者と社会の関係性について、様々な職種や機関からの情報を収集していく。収集した医療や介護、栄養、時には司法領域等多岐にわたる本来ソーシャルワーカーが専門としない情報は、多職種・他機関の協力を得ながらそれぞれの情報の関係性を踏まえて収集することと同時に、総合的に把握していくことを行っている。この時、対象者の養護老人ホームの中での生活を第一に考えながらも、さらにその後の生活について検討していくことを意識しながら情報収集し把握をしている。これが、【対象者と社会の関係性について、様々な職種や機関からの情報を収集し総合的に把握する】である。

養護老人ホームの対象者は、親族や関係者、関係機関とのつながりが希薄であったことから、これまでの生活歴について十分な情報が入所前に得られるとは限らないため、入所後に初めて対象者について多職種で共有しなければならない情報に気づいていくことが殆どである。入所後に把握していく対象者についての情報で対象者のこれまでと現在を把握し、そのようなやり取りを多職種・他機関で繰り返していくことが対象者と向き合うことになる。それらを総合的に捉えたうえで、情報と情報の関係はどのようにあるのか、今後の支援にとって何がどのように必要なのか、今後の支援はどうあるべきか、養護老人ホームでの生活を経た後の生活をどのように考えるべきか等を判断し、多職種へ伝達し協働で支援していくことで、多職種の中での役割を發揮していくのである。

養護老人ホームでの支援は、養護老人ホームの中での支援のみを考えるのではなく、対象者が養護老人ホームに居住しながら地域資源を活用し生活する場合や、退所後の生活を念頭に入れた内容を検討していか



なければならない。生活をする主体は対象者であるため、対象者についての情報や対象者自身、対象者の関係者、多職種・他機関とのやり取りから得た情報を総合的に把握し判断していく中で、対象者の生活の中で必要だと考えられることに対して、調整する必要のあることを生活状況を見ながら行っていく。これが、【総合的に把握したことについて判断し対象者や関係者と調整する】であるが、調整する対象は対象者であることもあれば多職種。他機関であることもあるため、対象者に対して直接的なもの、間接的なものの両方が存在する。この時ソーシャルワーカーは、あくまで現在の対象者の生活にとって必要なこと、これからの生活にとって必要になると考えられることについて優先順位をつけながら調整役に徹することで、対象者が養護老人ホームでの生活を円滑に送ることができるように整えていく役割を担うのである。

ソーシャルワーカーが養護老人ホームの対象者の自己決定を支援していく際、ソーシャルワーカーとしての倫理や正義に反するのではないかと常に自問自答し明解な答えを得られずに悩みながら担う役割が、対象者や関係者の間に意図的に介入し課題を提起すること、解決することである。養護老人ホームの生活相談員は、施設の相談窓口としての機能を果たしているため、対象者だけではなく地域の関係者や機関、施設内の関係職種の相談役であるが、相談の中で対象者が抱えこれまでの社会生活の中では正面から突きつけられては来なかった課題を多少なりとも改善し、共同生活の中で他者と円滑に生活していくことができるようになることを対象者自身に直接求めていくことや、対象者と他者との間に入り具体的な課題解決をしていく。これが、【総合的に把握したことについて対象者や関係者の間に介入し変革を促していく】で、対象者に対して直接的な関わりになるものである。

また、対象者が養護老人ホームで生活していく中や、退所後の生活の中で必要と思われることについて、他職種や他機関に担ってほしい役割、他職種、他機関による調整が必要な内容について理解を得、調整を求める役割を担っている。他職種や他機関の役割についての介入は、ソーシャルワーカーが対象者や関係者、多職種とともに検討した対象者も望む内容についての介入であるため、対象者の代弁者としての役割を担う意味も果たすため、他職種や他機関との共通認識が生まれるまでの間、多少支援方針の違いがあったと

しても、ソーシャルワーカーにとってはさほど悩ましいことではない。一方、対象者自身に行動変容を求めることや、対象者の関係者にそれまで担っていなかった役割等を求めることについての介入は、対象者や関係者との感情の軋轢を生み、ソーシャルワーカー自身にとって大きな悩みとなる。ソーシャルワーカーは、介入すべき内容の問題点を対象者と社会との関係性の中から見極め、介入せずにいることのリスクや、介入した場合の対象者の反応等を多職種と検討していく中で見通し、介入する時期や方法を多職種で検討しながら機会を逸しないように意図的に介入していく。介入した場合の対象者の反応がソーシャルワーカー自身へ向けられる感情だということは十分承知したうえで介入したとしても、対象者の反応や、対象者の意思やニーズを十分承知していながら相反することを提示せざるを得ないこと、制限することについて、ソーシャルワーカーとしての自分自身の支援内容に悩まざるを得なくなる。対象者が共同生活を送るうで行う行動が、対象者以外の他者の権利を侵害することや制限すること、対象者自身の健康を損なうことに繋がっていることであっても、対象者は自身より年齢の低いソーシャルワーカーに指摘されること、介入されることを快くは感じず、また、ソーシャルワーカー自身も対象者の行動を制限すること等については対象者の権利を冒していることになるのではないかと悩むことになる。しかし、ソーシャルワーカーが介入し、対象者自身の行動変容や対象者の関係者にそれまで担っていなかった役割等を求めていかなければ、対象者以外の他者の権利が侵されることや対象者自身の健康を損なうことにつながるため、共同生活者との関係性の中で生活している場であることを第一に考えて生活を送ること、地域社会の一員としての行動を考えていくことへの意識の変化を促していく役割を担うのである。その際には、多職種の対象者に対する支援内容の助言を参考にすることや、ソーシャルワーカーではなく多職種がソーシャルワーカーに代わって対象者に関わることによって、対象者の意識の変化を促していく等、多職種の力を借り協働で対象者や他者の生活に関わっていくことを心掛けている。

#### 4. 考察

##### 1) 養護老人ホームのソーシャルワーカーが担うべき役割

今回の調査から抽出された3つのコードは、特別養

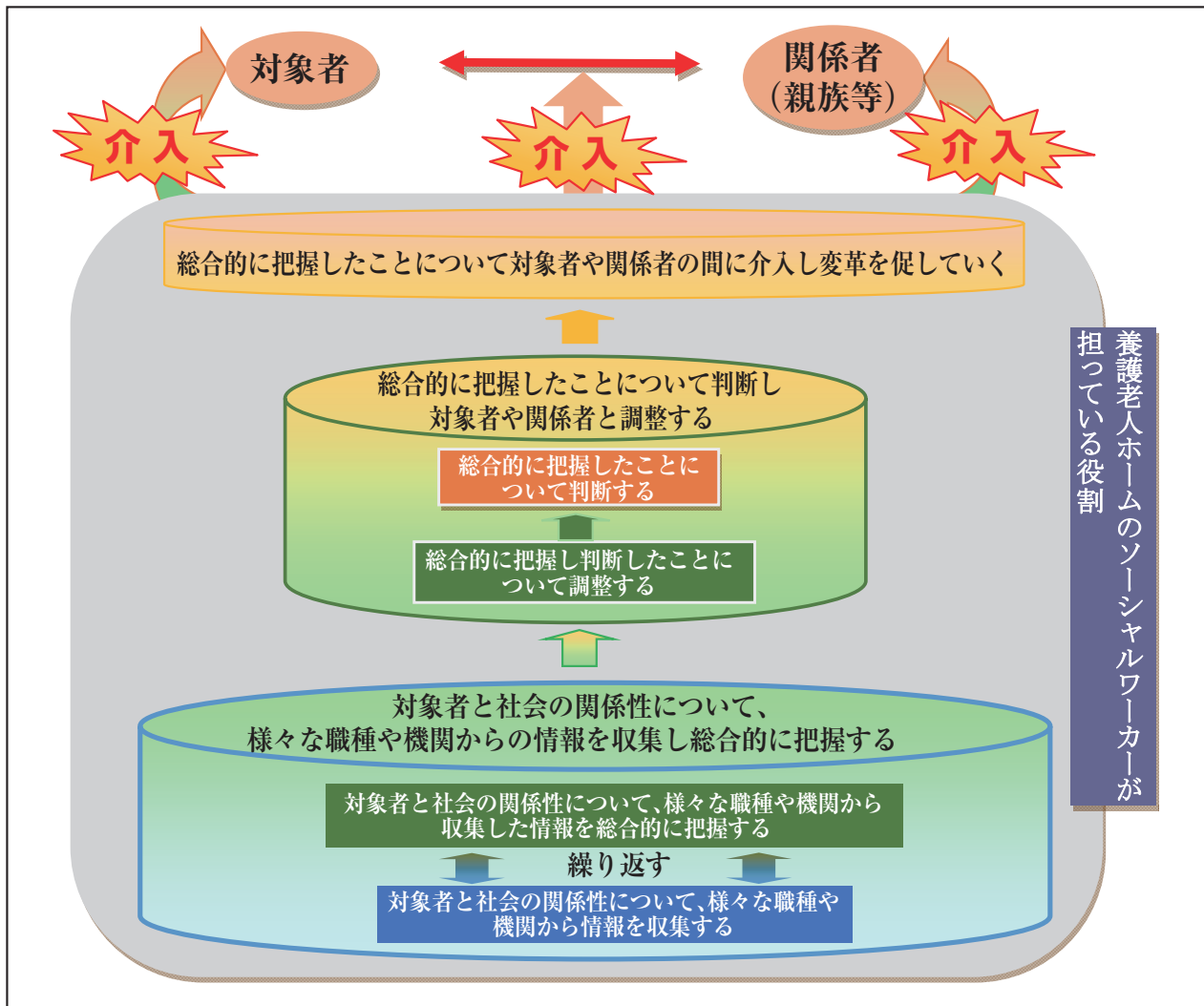


図 1 コードとコードの関係図

養護老人ホームのソーシャルワーカーが多職種と連携して自己決定支援を行う際の役割についての調査(藤原新保,2015)と同様に、北島(2002)による、『ソーシャルワーク実践とは、「(1) 人々が生活し、問題を解決し、困難に対処できるように、その人々(People)にかかわる。(2) 社会資源や社会サービスやそれらを利用できる機会を提供できる制度・組織(System システム)が適切に働くように、そのシステムにかかわる。(3) そういった社会資源、社会サービス、その機会を提供する制度、組織(システム)と、そこで生活し、問題や困難を抱える人々をつなぐ(Link)ことにかかわる。(4) 現在の社会政策(Social Policy)の改善と、新たな社会政策を創りだすためにかかわる。これらの関わりを専門家として、責任をもって行う(介入 Intervention)」ことである。』とされている Link と Intervention と近いものが抽出されている。しかし、対象者や関係者の行動や意識を変革していくという新たな役割も見出し

た。これは、2014(平成 26)年に採択された『ソーシャルワークのグローバル定義』で、「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々や様々な構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。」と記され、社会変革についての注釈において、“社会変革の任務は、個人・家族・小集団・共同体・社会のどのレベルであれ、現状が変革と開発を必要と判断されるとみなされる時、ソーシャルワークが介入することを前提としている。”とされており、まさに養護老人ホームでの対象者の自己決定支援においては、対象者が好むと好ま

ざると関わらず、個人のレベルではあるが社会変革の任務として介入することが行われていた。これらのことから考えると、養護老人ホームのソーシャルワーカーが多職種と連携して高齢者の自己決定支援を行う際の役割は、対象者と関係者、多職種、他機関との調整役を担いながら、ソーシャルワーカーとしての見地をもって介入し対象者や関係者の行動や意識の変化を促すことで、対象者が社会生活を送るうえでの関係性を円滑なものとするのだと言える。換言するならば、養護老人ホームのソーシャルワーカーの役割の固有性は、対象者と社会との関係性の把握と調整、介入による当事者（対象者や関係者）の変革の促進だと捉えることができた。

## 2) 多職種と連携しての自己決定支援

また、本研究では、養護老人ホームでの多職種と連携した高齢者の自己決定支援の特徴として、3つの特徴が導き出されたが、それら自体が相互に関連し合っており、ソーシャルワーカーが対象者について環境や多職種の視点も含めた総合的な情報を捉えた上で多職種と連携することによって、より対象者の意識を他者や社会に向けていく支援ができることが明らかになった。このことが明らかになった背景としては、5人のソーシャルワーカーが入所に至る様々な背景とそれに伴い行動面、心理面、生活習慣に課題のある対象者の意思やニーズと常に向き合い、時には感情の軋轢の経験を有しながらも、他者（社会）との生活を対象者が円滑に送ることができるようなかわりを意識していることが大きく影響している。それぞれのインタビュー調査では、これまでのソーシャルワークを振り返る語りの中から、対象者や関係者の意思やニーズに沿わない支援することにならざるを得ないことに悩み、意に沿った支援をした場合の他者への影響にも悩みながら、養護老人ホームの生活相談員として入所するすべての対象者の生活を考えた時どのように判断することが正しいのか、対象者自身が、後になっても自分自身で行った意思決定だと思えるような自己決定支援とはどのようにすべきなのか、『養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像研究会報告書』のなかで示された「地域での自立を支える拠点施設」としての役割を担うことを考えた時どのようにすべきなのかをまず考えていた。ソーシャルワーカーが、ソーシャルワーカーとしてどのように振る舞うべきか最終的な判断をする際には、他職種や他機関

の多方面からの情報や見解を参考に判断をしていた。また、時にはソーシャルワーカー自身が直接対象者に関わるのではなく、他職種・他機関にソーシャルワーカーに代わって直接対象者に関ってもらう等職種や機関の垣根を越え協働で、他者との関係性を踏まえた対象者の自己決定を支援すること、変化を促すこと、対象者と他者の生活を調整することを行うことで行動面、心理面、生活習慣に課題のある対象者の養護老人ホームでの生活のあるべき方向にもっていこうとしていたことが明らかになった。

広井（1997）は、『ケアを問いなおす—＜深層の時間＞と高齢化社会』の中で、「すなわち、第一に、これからの「ケア」に関わる対応においては、異なる分野（医療と福祉、心理等々）がクロスオーバーしていくことは避けられない。というよりはむしろそれが望ましいことであり（「重複」よりもむしろ「すき間」ができてしまうほうが問題である）、それぞれの分野が同一平面上で互いに全く重なり合わないよう「境界線引き」を行うといったことは本来不可能であり望ましくもないことである。第二に、その上で重要なのは、ケアの「全体的な見取り図」を視野に収めたうえで、各々の職種が、「自分が基本的な『拠点』とする分野（モデル）をはっきりと持ち、その上で、その分野に狭く閉じこもるのではなく、他のモデルを貪欲にとり込み、積極的に“越境”していく」ということだと思われる。」としているが、まさに養護老人ホームでの自己決定支援は、職種の役割を越境しながら行われていた。

## 3) 自己決定支援を行う中で捉えるべき根拠

次に、対象者は、対象者自身の意思やニーズが思い描いた通りに叶わないことや思い描いたこととは違った方向に変えざるを得ないことを提示された時、対象者自身の自己決定権を否定されたという印象を抱き、時には直接そのことをソーシャルワーカーに対して主張する。ソーシャルワーカー自身も、対象者の意思やニーズを叶えることができない時、または、違った方向に向けざるを得ない時、ソーシャルワークの大原則である「人間の内在的価値と尊厳の尊重、危害を加えないこと、多様性の尊重、人権と社会正義の支持である」に反し、対象者の自己決定権を侵害しているのではないかとジレンマを感じるとともに、ソーシャルワーカー自身の考えが正しいものであるのか悩むことが明らかとなった。小松（2004）は、『自己決定権は幻想であ



る』のなかで、「自己決定というのは、起こっている事柄自体のことです。あるいは生の具体的な場面で、私たちが絶えず行っている個々の判断や選択そのものことです。その意味では、人間が、自己決定なしに日常社会生活を送ることは、とてもできないと言っていると思います。」とし、それに対して、「自己決定権というのは、自己決定することを、社会や国家が、個人の権利として認めるということです。」として、「言ってしまうと当たり前なことなのですが、この二つの違いはあまり意識されることがありません。意識することを意図的に避けているのではないかと思うこともありますが、いずれにせよ、区別して考えなければいけない大切なことです。」としている。ソーシャルワーカーが尊重しなければならず、日々対峙しているのは対象者の自己決定であり、対象者が主張する自己決定権を認めていない、または狭めているということではないということを中心に念頭に置きソーシャルワーク実践を行わなければ、対象者の自己決定に関わる他者の自己決定を冒すことになることに注意を払わなければならない。対象者はもちろん、対象者の関係者、多職種、ソーシャルワーカー等すべての人に自己決定権はあり、それは普遍的なものであるが、自己決定権は、本来社会との関係性の中から生まれてきた権利である。同時に、人が自己決定をしていく中では他者や社会との関係性を鑑みなければならない、ソーシャルワーカーが対象者の自己決定を支援する際、自己決定権を肯定、尊重したうえで、他者や社会との関係性を尊重した自己決定を支援することの重要性が示唆されたといえる。同時に、ソーシャルワーカー自身が、対象者の意思やニーズを叶えることができない、または、違った方向に向けざるを得ない理由を、社会との関係性や他職種の専門的な見地を根拠として捉える必要性も示唆されたといえる。

#### 4) 高齢者の状態像がもたらす自己決定支援の

##### ジレンマとソーシャルワーカーとしての考え方

さらに、特別養護老人ホームでの調査（藤原・新保、2015）と比較したところ、対象者の判断能力の差異がもたらす自己決定支援についてのジレンマも抽出された。同調査では、対象者の判断能力が不十分な場合に、対象者の自己決定の代替方法や対象者の意思に寄り添う方法をどのようにするか、または、対象者以外が対象者について判断したことを支援することについてのジレンマを抱えていた。一方で、養護老人ホームで

は、対象者に自己決定できそれを表明する力があっても、その判断や決定が社会秩序や他者との生活、対象者自身の健康管理の課題等と照らして考えた時に正当と考えられない場合、対象者の自己決定を尊重する支援が正しいのか、対象者の自己決定を押さえてでも社会秩序等に照らした支援をすることが正しいのかというジレンマを抱えていることが明らかとなった。養護老人ホームでは、行動面、心理面、生活習慣に課題はあるが対象者にはっきりとした意志があり、それを主張する力もある。しかし、それらが対象者の生活にとって正しいことではないと考えられる場合や他者の生活を阻害すると考えられる場合、対象者の明確な意志とぶつかり合うことがあり、自己決定を尊重しなければならぬとされていながらも、対象者の自己決定（意志）がソーシャルワーカーにとって困ったものとして取り扱われることがあることもあったが、“困った”という個人の感情はソーシャルワーカーの個人的な感情であり、実践の中で個人として向き合うのではなく、ソーシャルワーカーという職・任務として対象者の自己決定に向き合っていく際にはどのように考えるべきか、を実践の中で体得していくことが本研究の副次的な結果として示唆された。

#### 5) ソーシャルワーカーを支える機能とソーシャルワーカーに求められる広範囲な知識

本研究ではソーシャルワーカーとしての経験年数が1、2年の者もおり、職員配置基準から施設内に同職種がいることが少ないため、同じ職種に相談する機会が他職種より少なくならざるを得ず、結果、場合によっては施設内で孤独を感じることも、対峙している問題を抱え込むことがあることがもう一つの副次的な結果であった。そのような時、ソーシャルワーカーは、多職種・他機関の力も借りるが、同法人内の同職種へ相談することや、外部の同職種が作る専門職団体に加わることで、ソーシャルワーカー自身が感じている悩みを解決することや物事を見る・捉える視点の変化等を得る機会とする等、成長の場を外部に求めざるを得ない状況であった。このような状況を鑑みると、養護老人ホームにおいては、自立を支援するためのソーシャルワーク機能の強化が示されたとはいえ、施設でのソーシャルワーク機能の脆弱さが懸念されるためソーシャルワーカーを支える機能の必要性が示唆されたといえる。最後に、ソーシャルワーカーとしての役割を果たすための第一歩

として様々な情報を収集し、総合的に把握をしていたが、それらの情報は、本来専門としない分野の多岐にわたる内容であるため様々な知識が必要とされた。ソーシャルワーカーは、他職種に比べ、ソーシャルワーカーとしての専門性とは何かという問いに常にぶつかり他の専門職に比べて専門性に乏しいことにジレンマを抱えていたが、様々な領域に知見がなければいけないことも自覚しており、他の専門職とは違った専門性を発揮するためには、人が生活するうえで必要な様々な領域の知見を有することが必要で、この点がソーシャルワーカーとしての固有性を示すもの、言い換えればそれはジェネラリストとしてのスペシャリストであることが他の専門職とは違った役割ではないかということが明らかにできた。

## 5. 本研究の限界と今後の課題

今回の調査は5人のソーシャルワーカーのインタビュー調査の逐語録に基づく質的研究であるため、対象となったソーシャルワーカーが養護老人ホームで行っている多職種連携による自己決定支援については提示することができた。また、特別養護老人ホームのソーシャルワーカーが多職種と連携しての自己決定支援との違いを比較検討することはできたが、普遍的なソーシャルワーカーの役割については提示することができず、自己決定を尊重するという原理・原則の概念の整理と本質理解には至っていない。

また、概念を生成せずにコードのままとしており、理論的飽和状態に達したとは判断できない。そのため、今後、高齢者福祉分野の他の施設種別のソーシャルワーカーの役割について考察することが必要だと思われる。他の施設種別のソーシャルワーカーの役割についてさらに考察することで、今回の調査結果を比較検討することができ、高齢者福祉施設におけるソーシャルワーカーが多職種で連携して行う自己決定支援の、普遍的な特徴を提示することができるのではないかと考えられた。そのなかで、自己決定についての概念の整理と、自己決定を支援するということがどのようなことであるのかという本質について深く理解できる。

また、藤原・新保(2015)と今回の調査では自身が所属する施設のソーシャルワーカー、つまり、生活相談員という一職種としてどのように判断するかということをも第一の判断基準としている語りが多く見受けられたため、ソーシャルワーカーとしての判断が働くのはど

のような場面なのかを探ることで、よりソーシャルワーカーとしての専門性が見出せると思われる。これについては、対象者等の権利が侵害されている場面や不利な状況になることが考えられる場面に発揮されるのではないかということを示唆した語りが見られたため、今後他の高齢者福祉施設におけるソーシャルワーカーが多職種で連携して行う自己決定支援について考察する際、この部分について検討していくことが必要であろう。

さらに、藤原・新保(2015)と今回の調査対象者のうち経験の長いソーシャルワーカーは、振り返ってみると3～5年目位までの自分自身の支援を、自己決定を尊重しなければならないことは理解していても自分自身の判断や価値観をもとに支援していたことがあったことや、施設の方針に従ってもらうことが基準になっていたとし、そのような支援の進め方をするあまり対象者やその関係者、他職種と良好な関係を取れなかった経験をし、最も後悔する支援と語っていた。同時に、ソーシャルワーカー自身のこのような支援が変化し対象者や関係者、他の専門職とも良好な関係を保ちながら対象者のための支援とは何なのかを考えられるようになったのは、6～8年目位であったという回想の語りをしてきたことから、経験6～8年目の時点でどのような経験やソーシャルワーカー教育の機会を得ることが、対象者の自己決定を多職種で連携して支援していく実践につながるようになるのかを考察し、ソーシャルワーカーの育成についても検討していきたい。

## 引用文献

- 一般財団法人日本総合研究所(2014)『養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後のあり方も含めた社会福祉法人の新たな役割に関する調査研究事業報告書』一般財団法人日本総合研究所 <http://www.jri.or.jp/research/pdf/shiryoku1404171.pdf> (2016年8月22日)
- 北島英治(2002)「第3章 社会福祉実践の展開過程」『社会福祉援助技術論(上)』ミネルヴァ書房 73-93
- 全国社会福祉法人経営者協議会(2013)『社会的に困窮・孤立する高齢者を支援するための老人福祉施設等の役割・あり方に関する調査研究事業報告 養護老人ホームの現状と今後のあり方～機能強化型養護老人ホームの提案～』 <https://www.keieikyo>

- gr.jp/data/pre\_yougo130930.pdf (2016 年 8 月 22 日)
- 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 (2012) 『養護老人ホームにおける生活支援(見守り支援)に関する調査研究事業報告書』 [www.roushikyo.or.jp/contents/research/other/detail/124?...](http://www.roushikyo.or.jp/contents/research/other/detail/124?...) (2016 年 8 月 22 日)
- 厚生労働省(2004) 『養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像研究会報告書』 [http://www.wam.go.jp/wamappl/bb05Kaig.nsf/0/29900ecd2a9b734349256f490024de0e/\\$FILE/2-1-2.pdf](http://www.wam.go.jp/wamappl/bb05Kaig.nsf/0/29900ecd2a9b734349256f490024de0e/$FILE/2-1-2.pdf) (2016 年 8 月 22 日)
- 小松美彦 (2004) 『自己決定権は幻想である』 洋泉社
- 清水正美(1998) 「介護保険制度における養護老人ホームの位置づけと今後のあり方」 『帝京平成短期大学紀要』 第9号 9-14
- 清水正美(2000) 「養護老人ホームの現状と「生活援助」機能について」 『城西国際大学紀要』 人文学部 第8巻第2号 79-90
- 清水正美 (2010) 「社会福祉制度転換期における養護老人ホームの位置づけについて」 『城西国際大学紀要』 福祉総合学部 第18巻第3号 31-39
- 鳥羽美香 (2008) 「養護老人ホームの今日的意義と課題」 『文京学院大学人間学部研究紀要』 第10巻第1号 137-152
- 中野いずみ・西村昌紀 (2014) 「養護老人ホームにおける“関係機関との連携のむずかしさ” —全国の主任生活相談員に対するアンケート調査結果の分析から—」 『日本女子大学紀要 社会福祉』 第55号 239-248
- 広井良典 (1997) 『ケアを問いなおす』 ちくま新書